

令和 4 年度

定期 監査 報告 書

(第 3 回)

春日部市監査委員

春監発第 267 号
令和 5 年 3 月 15 日

春日部市議会議長 鬼丸 裕史 様
春日部市長 岩谷 一弘 様

春日部市監査委員 渡邊 市二

春日部市監査委員 香田 寛美

春日部市監査委員 柴 寛美

令和 4 年度第 3 回定期監査の結果報告について

地方自治法第 199 条第 4 項の規定に基づき、令和 4 年度第 3 回定期監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、その結果について報告書を提出します。

この監査の結果に基づき、または監査の結果を参考として措置を講じたときは、同条第 14 項の規定により通知願います。

令和4年度 第3回定期監査結果

第1 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定による定期監査

第2 監査の対象

- 財務部……………財政課、管財課、市民税課、資産税課、収納管理課
- 福祉部……………生活支援課、高齢者支援課、障がい者支援課
- こども未来部……………こども政策課、こども相談課、保育課

第3 監査の範囲

令和4年4月1日から令和4年12月31日までの財務に関する事務の執行

第4 監査の期間

- 事前監査 令和5年1月11日から令和5年1月18日まで
- 本監査 令和5年2月8日、令和5年2月9日

第5 監査の着眼点

財務に関する事務の執行が関係法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかを監査の着眼点とした。

また、過去の監査結果等を参考にリスク評価を行い、「契約事務」及び「収入事務」を重点項目として定めた。

なお、行政監査の視点を加味した。

第6 監査の実施内容

春日部市監査基準及び令和4年度監査計画に基づき、監査を実施した。

補助職員による事前監査は、提出された監査資料と関係諸帳簿等の照合等により確認するとともに、不明な点については、関係職員から説明を聴取した。

本監査は、庁内会議室において、財務に関する事務の執行について質疑を行った。

第7 監査の結果

第1から第6までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、財務に関する事務の執行については、おおむね適正に実施されていたが、次のとおり一部改善を要する事項が見受けられたので、必要な措置を講じられたい。

なお、軽微な事項については、口頭で指導したので記載を省略する。

1 契約事務

- (1) 物品売買等に係る入札結果等が市政情報室に配架されていないものが見受けられた。春日部市物品売買等に係る入札結果等の公表要綱を順守されたい。
(市民税課、収納管理課、生活支援課、障がい者支援課、保育課)
- (2) 令和4年度子育て世帯生活支援特別給付金事業に係る基幹系システム改修業務委託及び春日部市子育て世帯応援給付金（物価高騰対策）給付事業業務委託の予定価格調書において、「入札書比較価格（税抜）」欄に消費税相当額を含めた金額を記載しているものが見受けられた。適正な金額を記載されたい。
(こども政策課)

2 支出事務

- (1) 資金前渡で支出した生活保護扶助費において、精算手続の遅れているものが見受けられた。春日部市会計規則に基づき、支払終了後5日以内に精算書を会計管理者へ提出されたい。（生活支援課）
- (2) 入浴補助用具購入費及び新生児聴覚スクリーニング検査助成金において、重複支給しているものが見受けられた。また、福祉事務所嘱託医報酬において、支払手続の遅れているものが見受けられた。適正な支出事務を行われたい。
(生活支援課、こども相談課)

3 その他

- (1) 長時間の時間外勤務を行う職員が数多くいる課や特定の職員に時間外勤務が偏っている課が見受けられた。負担の平準化に努められたい。

第8 むすび

令和4年度第3回定期監査の意見と要望を申し述べる。

監査の対象とした事務の執行については、おおむね適正に処理されているが、契約事務や支出事務において、初歩的な誤りや不備が一部に見られた。基本的な事務を正確に処理することの重要性を認識されたい。

また、時間外勤務については、常態化した超過勤務や職員間での負担の偏重が生じているので、事務改善（事務の合理化・仕事の進め方）や業務配分の見直し、実態に即した人員配置も含め実効性のある対策を講じ、職員の健康管理の徹底を図られたい。

新型コロナウイルス感染症の影響に加え、エネルギー価格や物価の高騰などにより、市民生活や地域経済への影響は、まだまだ先行きが見通せない状況下ではあるが、社会情勢の変化を的確に捉えた効果的な対応により、持続可能な行財政運営を行われたい。